

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●新型コロナウイルス関連の規制については、9月16日、マラペ首相が10月初旬にも一部緩和する旨発表していましたが、マニング警察長官(指揮官)は、規制 No1～No.12を2日(金)付で更新しました(翌3日(土)から有効)。変更点は以下の通りです。詳細はPNG政府特設サイト(<https://covid19.info.gov.pg/>)、又は当館HPで確認できますのでご確認をお願いします。

No.1 過去の規制の廃止

No.2 国際渡航

※「豪州、シンガポール、香港、日本、ソロモン諸島(schedule 3)」から出発した国際便のPNG入国を認める旨規定(パラ3のb)。これまでの規定では、ブリスベン空港及びケアンズ空港からのみPNG行き国際便の入国が認められていた。

※PNGに入国する前の7日間、次に列挙された場所に滞在していた者は、PNG入国後7日間、自宅又は指定ホテルで隔離しなければならない旨規定(パラ10。7日間ルールについては、これまでは豪州クイーンズランド州にのみ適用。「自宅」での隔離導入は初)。NZ、フィジー、ソロモン諸島、豪州(ビクトリア州以外)、ニューカレドニア、キリバス、マーシャル諸島、トンガ、ツバル、ナウル、ミクロネシア諸島、バヌアツ、クック諸島、サモア、パラオ、ニウエ(schedule 2)。

※これまでPNG国民及び永住権保有者については、入国後の指定ホテルでの隔離は政府が費用負担していたが、今後は指揮官による判断がない限りは自己負担とする旨規定(パラ8)

No.3 国内渡航

※これまでは国内渡航をしなければならない「valid reason」が必要とされていたが、同規定を削除。

※到着地の州当局が独自の判断にて到着した者に対してPCR検査の実施を求めることが可能の旨(パラ4)、また、同PCR検査の受検を拒否した者に対して州当局は適切な場所にて14日間の隔離措置を講じることが出来る旨を追記(パラ5)。

No.4 各州当局における体制と権限

※変更無し。

No.5 死者の埋葬

※変更無し。

No.6 税関

※変更無し。

No.7 COVID-19 検査の実施

※変更無し。

No.8 COVID-19 検査の対象・報告

※変更無し。

No.9 スポーツ・宗教活動・集会等の制限

※夜間外出禁止令を解除。

※これまで禁止されていたスポーツ観戦に係る規制が解除(パラ5)。

※これまで禁止されていた 50 人以上の集会は「指揮官の書面による許可がなければ禁止」との文言を追記(パラ 13)。

No.10 マスク着用義務(ポートモレスビー)

※「PNG を COVID-19 から守るために、全ての人々は可能な限りマスクを着用しなければならない」との規定を追加(パラ2)。

No.11 ポートモレスビーにおける公共交通機関(NCD 及びセントラル州)

※公共交通機関の乗車人数制限を廃止。

No.12 COVID-19 のワクチン接種、臨床実験及び試験的導入

※変更無し。

●PNG 当局は、9月 28 日(月)以降、新規感染確認者数等につき以下の通り発表しています。

28 日(月)～30 日(水):4名

1日(木):1名

2日(金):1名

3日(土):0名

4日(日):0名

→現在の累計感染者数:540 名

→現在の累計死者数:7 名

→累計確認者数の各州内訳:

NCD:321 名、セントラル州:7 名、西セピック州:1名、東セピック州:3名、ウェスタン州 191 名、モロベ州:5名、東ハイランド州:1名、南ハイランド州:1名、東ニューブリテン州:2名、ニューアイルランド州:1名、西ニューブリテン州:3名、ブーゲンビル自治州:1名、ミルンベイ州:2名

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状(発熱、咳、呼吸困難等)がある場合、ホットライン(1800-200)に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

(ご参考)PNG政府特設ウェブサイト:<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所:Godwit Road、Waigani、Port Moresby、NCD、Papua New Guinea

電話:3211800

国外からは(国番号 675)321-1800

E-mail:sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス:323-0153

国外からは(国番号 675)323-0153

ホームページ:<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>